

平成23年度第10回公益事業振興補助事業審査・評価委員会

1. 開催日時 平成23年10月28日(金) 午後3時～午後5時

2. 開催場所 財団法人JKA 4A・B会議室

3. 議 題

- (1) 平成24年度補助事業審査の基本的な考え方について (案)
- (2) 平成23年度東日本大震災復興支援補助について (案)
- (3) 補助事業評価について
- (4) その他

(資料)

資料1	平成24年度補助事業(公益) 要望状況一覧表(速報暫定版)
資料2-1	平成24年度・補助事業審査の基本的な考え方について(案)
資料2-2	審査評価委員の審査項目の一部変更について
資料2-3	事業審査シート(案)
資料2-4	「審査・評価マニュアル」(第2版)(案)
資料2-5	平成24年度補助事業(公益) 委員審査スケジュール(案)
資料2-6	平成24年度補助事業審査スケジュール(案)
資料3	平成23年度 東日本大震災復興支援補助 第2次募集要項(案)
資料4	平成23年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要

平成23年度公益事業振興補助事業審査・評価委員会
委員名簿

委員長	こまつりゅうじ 小松隆二	学校法人白梅学園 理事長
委員長代理	とちもといちさぶろう 栃本一三郎	上智大学 総合人間科学部長
委員	おおえもりゆき 大江守之	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
委員	おおしま いわお 大島 巖	日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科長・教授
委員	かわどけいこ 川戸恵子	(株)TBSテレビ シニアコメンテーター
委員	こばやし おさむ 小林 理	東海大学 健康科学部社会福祉学科 専任講師
委員	せんだしやういち 千田 彰一	香川大学 医学部 教授
委員	たかはしひろし 高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
委員	にしがいひろのぶ 西貝 宏伸	パナソニック株式会社 コーポレートコミュニケーション部門・エンターテイメント企画センター 所長
委員	はらだむねひこ 原田 宗彦	早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授
委員	はやの とおる 早野 透	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授
委員	みやじまやすこ 宮嶋 泰子	(株)テレビ朝日編成制作局アナウンス部兼編成部 局次長待遇
委員	やまぎしひでお 山岸 秀雄	特定非営利活動法人NPOサポートセンター 理事長
委員	やまやきよし 山谷 清志	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

平成24年度補助事業(公益) 要望状況一覧表(速報暫定版)

平成24年度の要望事業数及び要望額は平成23年9月30日要望締切り時点での補助事業者からの件数・金額であり、今後精査した結果、要望額が変更となる場合があります。

単位:千円

事業区分	対象事業	内訳	補助率	上限金額	応募状況				
					平成23年度		平成24年度		
					事業数	要望額	事業数	要望額	
公益の増進	重点事業	自転車・モーターサイクル	事業費	—	15	953,278	24	722,834	
			建築	2億円	1	106,426	1	153,230	
		文教・社会環境	事業費	—	12	213,593	25	378,744	
			建築	2/3	8,000万円	2	188,443	2	186,506
			補修		3,000万円	2	48,932	0	0
		国際交流	事業費	—	11	135,853	16	186,322	
	重点事業合計				43	1,646,525	68	1,627,636	
	一般事業	体育・スポーツ	事業費	—	32	571,056	30	412,348	
			事業費	—	6	51,257	2	3,168	
		医療・公衆衛生	医療機器	1/2	1,500万円	8	120,756	7	70,909
			検診車		2,205万円	33	616,470	45	846,577
		文教・社会環境	事業費	—	43	426,432	43	474,618	
			建築		5,000万円	0	0	1	49,550
	一般事業合計				122	1,785,971	128	1,857,170	
	新世紀未来創造プロジェクト			—	100万円	28	25,228	21	18,030
	公益の増進合計					193	3,457,724	217	3,502,836
	社会福祉の増進	児童	事業費	—	6	43,628	7	55,631	
			建築		1億円	2	142,008	1	47,445
		高齢者	事業費	—	10	82,813	10	94,089	
障害者		事業費	—	16	106,375	30	225,371		
		建築	3/4	8,000万円	22	731,094	33	1,033,178	
その他の社会福祉事業		事業費	—	10	223,454	5	101,167		
		建築		5,000万円	0	0	0	0	
		福祉車両		315万円	225	392,722	179	360,561	
		福祉機器		750万円	29	132,765	19	105,075	
		補修		3,000万円	14	203,814	10	116,075	
社会福祉の増進合計					334	2,058,673	294	2,138,592	
地域振興(東日本大震災復興支援補助)					※73	202,684	34	119,945	
非常災害の援護					—	—	1	—	
公益事業振興補助事業 合計					600	5,719,081	546	5,761,373	

は、簡易案件であることを表します。

※平成23年度の地域振興(東日本大震災復興支援補助)は、第1次の募集(平成23年5月10日から7月15日)における要望事業数、要望額を表します。

平成 24 年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案）

平成 24 年度・補助事業の審査については、平成 23 年度を基本として実施する。なお、前回の委員審査結果を踏まえ、下記のとおり補助事業審査の一部見直しを行うものとする。

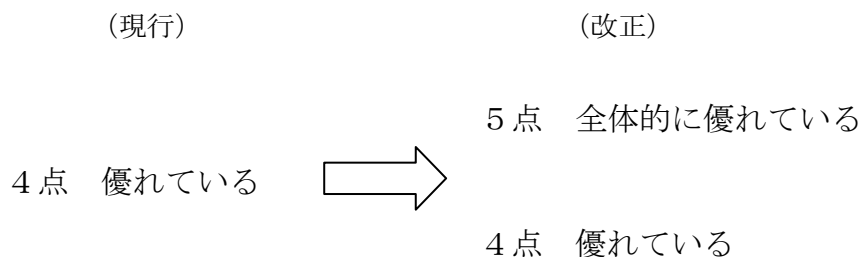
記

1. 委員審査項目を、「7 項目」から「5 項目」に変更（資料 2 - 2 参照）

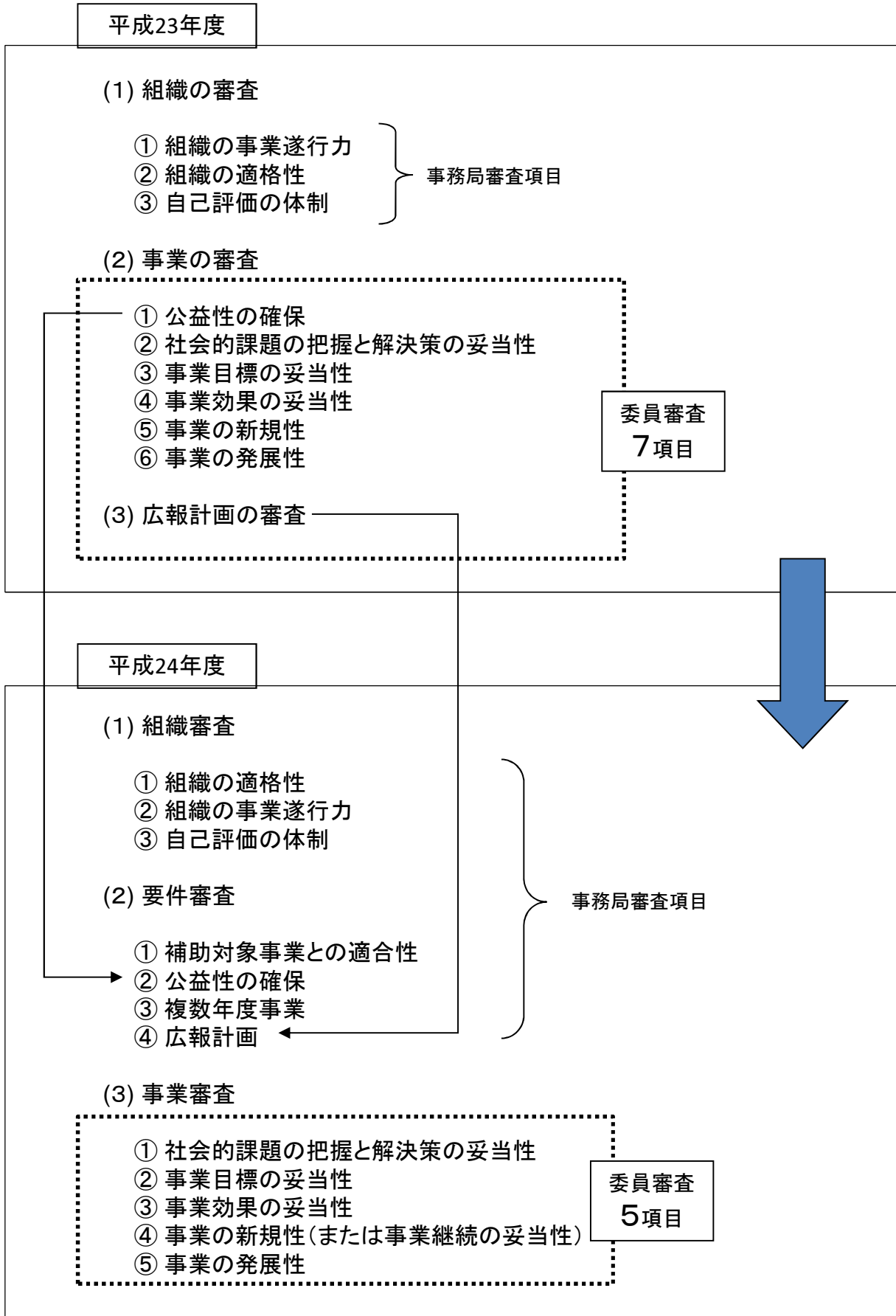
事業の審査のうち、「公益性の確保」および「広報計画の審査」を要件審査に移す。

なお、上記の変更に伴い、「審査の主な視点」の重複部分の整理統合を図り、現行 16 項目から 9 項目に集約することとした。（資料 2 - 3 参照）

2. 審査基準を、「4 段階」から「5 段階」に変更（資料 2 - 3 参照）



審査評価委員の審査項目の一部変更について



事業審査シート(案)

補助事業者名		要望No.	1
補助事業名	〇〇の調査研究	事業No.	1-1
事業項目名	××の分析		

区分	所見(それぞれ200字程度でコメントをお願いします。)		※審査基準
主査氏名 <small>主査は、「調査所見」確認後記名をお願いします</small>	(特筆すべきストロングポイント)※無い場合は「無し」と記入	(仮に「条件付き採択」の場合、提案者に課すべき事項)※無い場合は「無し」と記入	各項目について、 5点満点 で審査してください。その際、できるだけ 配点のメリハリ をつけてください。 5点:全体的に優れている 4点:優れている 3点:普通である 2点:一部劣る 1点:全体的に劣っている
副査氏名 <small>所見記入時に記名をお願いします</small>	(主査の審査全般に関するご意見)※無い場合は「無し」と記入	(左記の副査コメントに対する主査としての対応) ※無い場合は「無し」と記入	

【参考】
主査審査対象事業全体の配点分布をExcelシート上に表示しています。

審査項目	審査の主な視点	参照書類	委員判定
1 社会的課題の把握と解決の妥当性	a [社会的課題の妥当性] ・事業背景にある社会的課題の現状認識と目指す姿が的確か。 (社会的課題解決による受益者とメリットが漠然としていないか。)	事前計画/自己評価書 「3.補助事業実施の必要性(意義)」(1)補助事業が最終的に目指すこと 「4.補助事業の事前計画」(1)受益者(ニーズ)	
	b [本事業の必要性・有効性] ・本事業が上記社会的課題の解決へ直接的・本質的に貢献するものか。 (補助が不要な(自前で実施すべき)事業内容が含まれていないか。)	事前計画/自己評価書 「2.要望事業」補助金を必要とする理由 「3.補助事業実施の必要性(意義)」(2)補助事業の直接的な目的 「4.補助事業の事前計画」(2)事業内容	
	c [実施体制の実効性・遂行能力] ・本事業を実施する上で、実施体制(委託先・委員を含む)の専門性・スキルが十分か。 (実施体制が未確定・曖昧な部分が残されていないか。)	事前計画/自己評価書 「2.要望事業」委託事業の有無 委託調査の有無 委託想定先 「4.補助事業の事前計画」(2)事業内容 実施体制	
2 事業目標の妥当性	d [事業結果(=アウトプット)の妥当性] ・目標値が本事業の成否判定基準(難易度、実現性)として適切か。 (目標値が高すぎ(低すぎ)ないか。また事業内容との関係性が薄いのか。)	事前計画/自己評価書 「4.補助事業の事前計画」(3)達成目標 事業の実施結果	
	e [事業予算の妥当性] ・事業内容を遂行するにあたり必要十分な予算となっているか。 (使途が曖昧だったり、過大・不要と思われる費目が含まれていないか。)	別紙 事業経費比較表	
	f [事業計画の妥当性] ・実施スケジュールは妥当かつ精緻に設計されているか。 (事業工程が漠としていたり、実施順序に論理的な矛盾がないか。)	別紙 事業の実施予定表	
3 事業効果の妥当性	g [事業の成果・波及(=アウトカム)の妥当性] ・目標値が本事業の波及効果(受益者、貢献度)として適切か。 (波及効果が広すぎ・長期すぎないか。また事業内容との関係性が薄いのか。)	事前計画/自己評価書 「4.補助事業の事前計画」(3)達成目標 事業の成果・波及	
4 事業の新規性	h [事業の差別化] ・事業のねらいや実施方法等に、ユニークな視点が盛り込まれているか。 (類似の取組みが別途あるいは過去に行われていないか。)	事前計画/自己評価書 「4.補助事業の事前計画」(2)事業内容 事業の新規性・継続の必要性	
	i [事業の継続必要性] ・事業の継続の必要性が妥当であるか。 (過去の補助実績からみて、時機を逸していたり、遂行能力に疑念がないか。)	事前計画/自己評価書 「1.申請事業者」過去のJKA補助実績 「4.補助事業の事前計画」(2)事業内容 事業の新規性・継続の必要性	
5 事業の発展性	j [事業発展のプロセス] ・事業の展開プロセスが論理的で説得力があるか。 (事業の発展が他者まかせ(補助事業者の関与が薄い)となっていないか。)	事前計画/自己評価書 「4.補助事業の事前計画」(2)事業内容 事業の発展性	
合計			

※参考欄に配点分布の目安が表示されます。
本欄を委員各位の配点分布の参考にしてください。

(案)

機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業

審査・評価マニュアル

(第 2 版)

財団法人 JKA

平成 23 年 11 月 2 日

はじめに

補助方針では、地方自治体が施行する競輪及びオートレースの売上金の一部を広く社会に還元し、公的支援が及びにくい分野・事業を中心に、公益性の高い事業や自転車・モーターサイクル関係の振興に不可欠な事業を適正かつ効果的に実施することとしている。

審査・評価については、補助事業審査・評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、補助方針及び「JKA 補助及び交付金還付事業のあり方検討WG」の改革内容を基に審査・評価の透明性を確保する。

1. 審査・評価の基本方針

(1) 効率的・効果的な補助事業の実施

JKA と補助事業者が審査・評価を通じて、事業の意義、達成状況及び、成果の利活用等について確認を行い、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。

(2) 審査・評価基準の明確化

審査にあたっては、審査項目毎に「審査の主な視点」を定め、補助方針に基づく審査基準を明確化する。

評価にあたっては、補助事業者が提出する自己評価書の評価項目毎に「評価の主な視点」を定め、評価基準を明確化する。

(3) 透明性の確保

審査・評価項目及び審査・評価の視点を公開するとともに、評価結果を公表することにより、事業実施の透明性を高め、補助事業が適正かつ効果的に実施されていることについて社会的説明責任を果たす。

(4) 継続事業の審査

前年度に補助事業を行っている補助事業者の場合、前年度事業の事後評価結果と補助要望内容との関係を確認する。

2. 審査方法

- (1) 委員会は、事業の特殊性を適切に判断し専門的な審査を行うため、個別案件毎に担当委員（主査1人及び副査1人）を決める。
- (2) 主査が一次審査を行い、副査が一次審査結果をチェックしたうえで、主査が委員会に諮るものとする。その際、必要に応じて関連する各分野の外部有識者（以下、「アドバイザー」という。）が事務的審査（書面による組織審査、要件審査、事業審査及びヒアリング）に参加し、委員会に適切な情報を提供することができるものとする。
- (3) 公設工業試験研究所、検診車、福祉車両、医療・福祉機器、施設の補修、研究補助、新世紀未来創造プロジェクト及び地域振興（以下、「簡易審査案件」という。）については、事務局による書面審査を行い委員等のアドバイスを受けた後、委員会に諮るものとする。

3. 評価方法

(1) 補助事業の評価

補助事業者が実施する補助事業の評価は、次により行う。

① 自己評価

補助事業者は、事業完了後、事前計画を基に、目標の達成度、事業実施の際の効率性等について評価を行い、JKAに提出するものとする。

② 事後評価

ア JKA 評価

JKA 事務局及びアドバイザーは補助事業者の「自己評価」に対する評価（以下「JKA 一次評価」という。）を行い、その結果をとりまとめ、委員会に報告するものとする。

イ 委員会評価

(ア) 委員会は、補助事業の成果及び効果について専門的な観点から評価を行うため、評価を担当する委員を決める。

(イ) 委員会評価をより効率的、効果的に行うため、審査を担当した委員は、「JKA 一次評価」についてチェックし、評価を担当する委員は、その結果を委員会に報告するものとする。

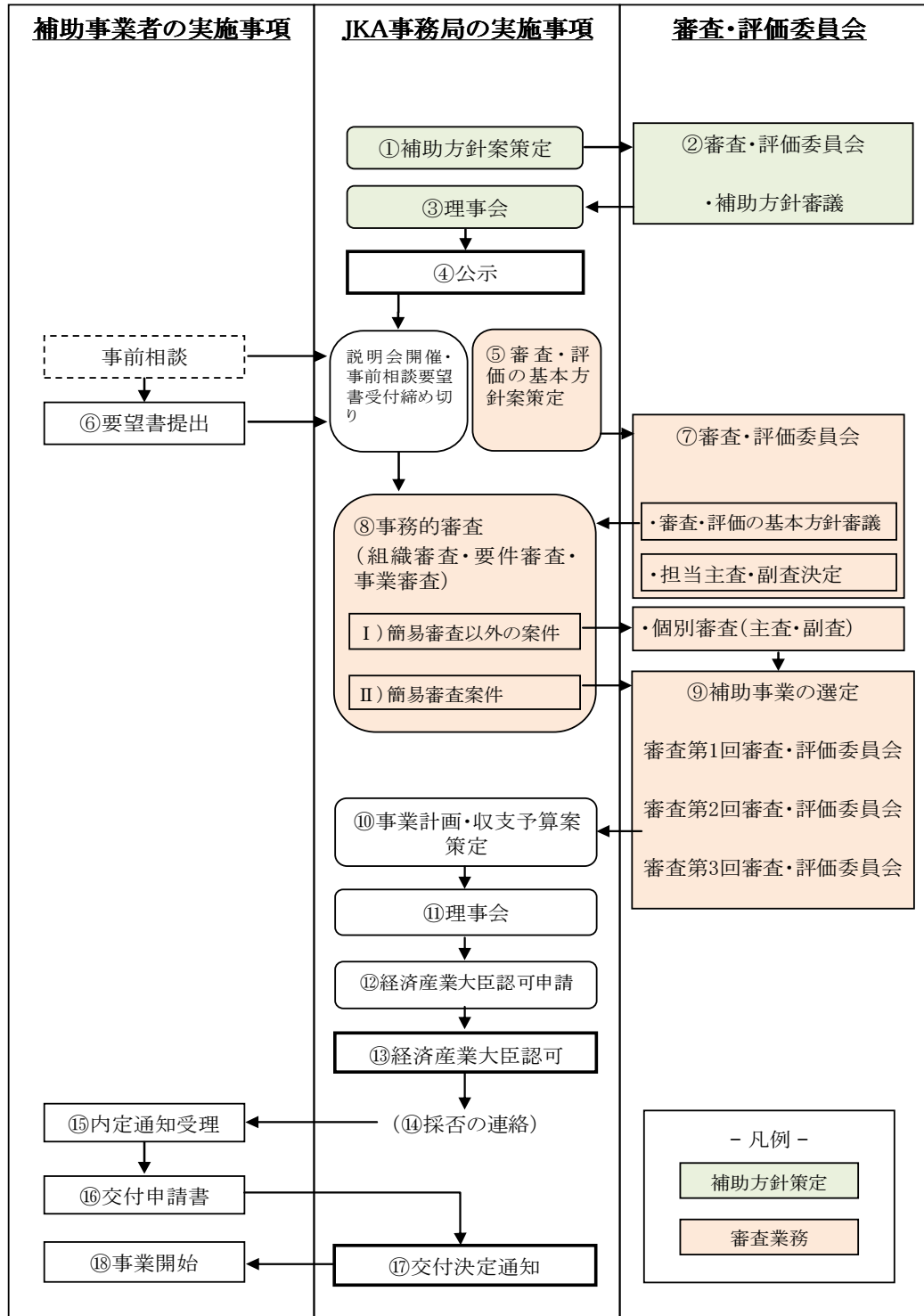
(ウ) 評価専門委員は委員会において、評価を統括する。

(2) JKA 補助事業全体の評価

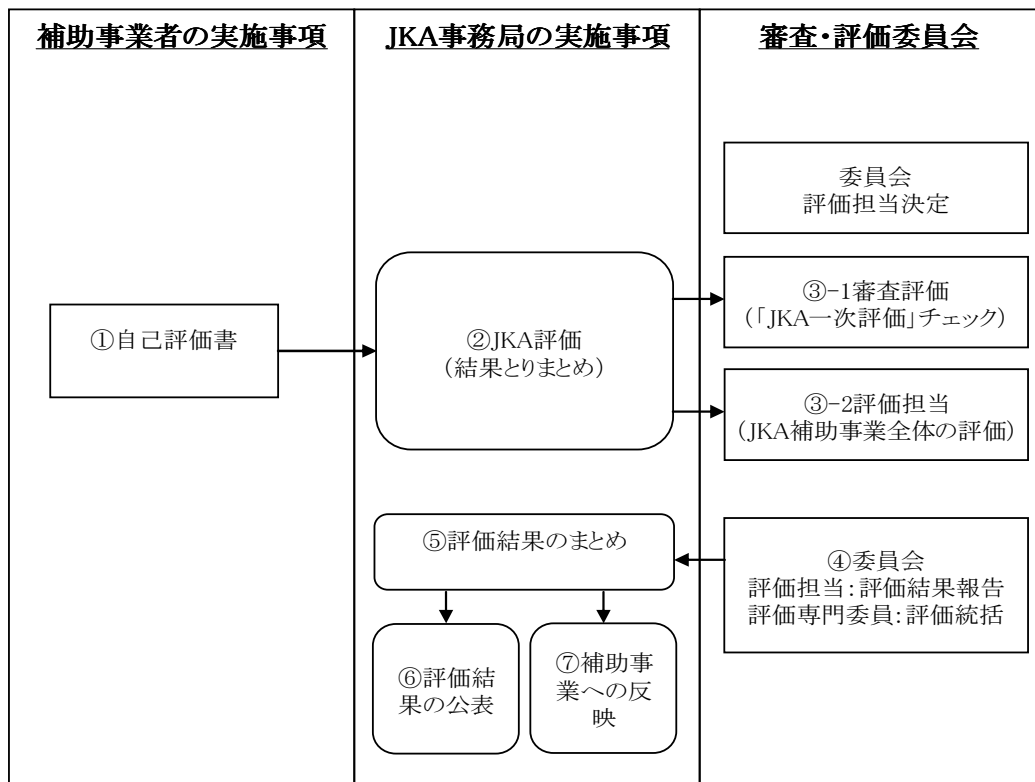
JKA 補助事業全体の取り組みに関する評価は、審査を担当した委員の意見も聴き、評価を担当する委員が委員会において行う。

4. 事業審査・評価の流れ

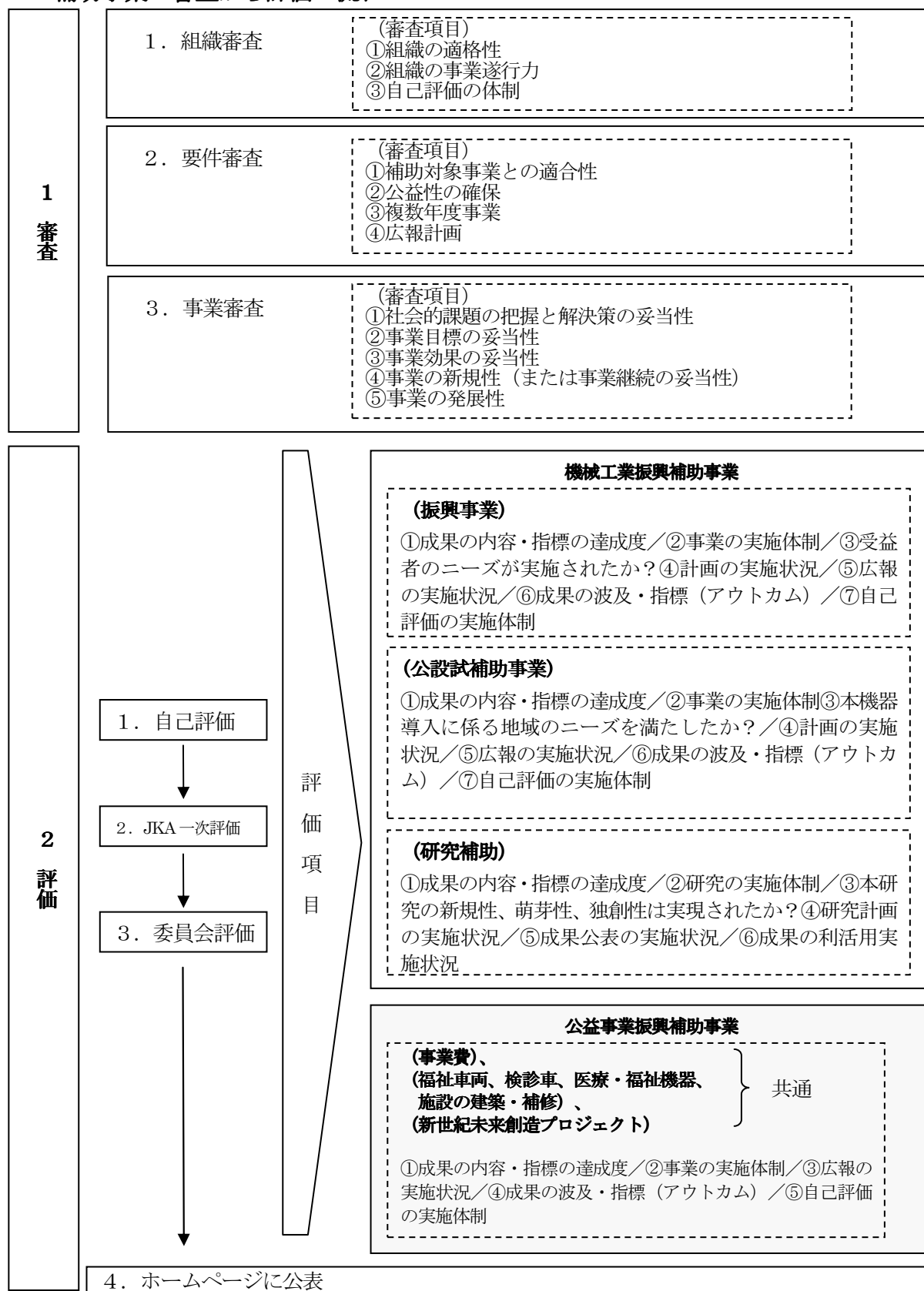
4. 1 審査の流れ



4. 2 評価の流れ



5. 補助事業の審査から評価の流れ



6. 審査項目及び審査の主な視点

6. 1 機械工業振興補助事業

(1) 振興事業（簡易審査案件除く）

① 組織審査

審査項目		審査の主な視点
1	組織の適格性	・法人の目的・事業は本補助事業遂行に適切な内容になっているか。
		・財団法人、社団法人、技術研究組合、特定非営利活動法人(NPO 法人)、その他公共的な団体であるか。
		・平成 23 年度決算の内部留保率が 30%を超えている特例民法法人に該当しないか。
		・同一事業において他の団体等からの補助を受けている法人に該当しないか。
		・補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報を公開しているか。 ・特例民法法人については国からの補助金等を受けた場合と同等の情報公開(役員報酬に関する規程、役員退職金に関する規程及び収入に占める JKA 補助金の割合)をしているか。
2	組織の事業遂行力	・計画している実施体制が、要望団体の人員構成と比較して、妥当なものであるか。
		・自己負担金の調達方法が具体的に示され、なおかつ要望金額が要望団体の経済的基盤から見て妥当なものであるか。
3	自己評価の体制	・組織内に自己評価体制を持っているか。

② 要件審査

審査項目			審査の主な視点	
1	補助対象事業との適合性	重点事業	人命事故に関わる安全・安心	・機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業のうち、特に人命事故に関わるものか。
			安全・安心	・機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業か。
			環境にやさしい自転車、自転車・モーターサイクル	・環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・モーターサイクルに関する事業か。
			標準化	・機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進に関する事業か。
		一般事業	ものづくり支援	・先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上及び新規事業の創出等に関する事業か。
			地域の中堅・中小機械工業振興	・中堅・中小企業の事業基盤の強化、新規事業の展開に関する事業か。
			環境、医療・介護	・3R(リデュース・リユース・リサイクル)への取組み、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発、医療・介護関連機器の開発等に関する事業か。
2	継続事業	(初年度の場合)	・4年以上の計画になっていないか。 ・事業内容が、単年度では成果が得られないものであるか、あるいは事業効果が年毎に拡充していくなどが申請書類から読み取れるか。	
		(2年度目以降の場合)	・当該継続事業が、社会的課題の解決に寄与している実績を、過去の報告書または、申請書類から読み取れるか。 ・過年度に実施した事業の課題や問題点が改善されているか。	
3	公益性の確保		・事業内容が、認定法第2条4号の該当項目に合致しているか。	
			・事業の計画及び方法が営利を目的としないものであるか。また、事業の予想する成果が特定企業の利益のみに寄与するものでないか。	

審査項目	審査の主な視点
4 複数年度事業	<p>・補助事業は、原則として単年度事業とするが、客観的基準に従い複数年度を認める場合であっても、その期間は3年以内とする。</p> <p>「客観的基準」は、次に示す3つの要件を満たすものであって、技術開発、標準化、調査研究に該当する事業*を基本とする。</p> <p>①年度を超える工程を必要とすること:複数年度事業としなければ成果・結果が得られないことを具体的に説明でき、それが客観的に見て妥当であること。</p> <p>②事業者の都合によらない理由であること:事業の最終目標を完了することが単年度では困難な理由が事業者に起因するものでないこと。</p> <p>③他の代替手段がないこと。</p> <p>以上、事業遂行において当事業者の裁量、努力では短縮が困難な工程(試験、調査期間等)がある場合が客観的に示され、該当することが明らかであること。</p> <p>(注)計画の繰り返し(積み上げ)や単年度毎に区切られる事業は複数年度事業の対象にならない。</p> <p>なお、上記基準に検討が必要な状況が生じた場合は、審査評価委員会において検討するものとする。</p> <p>※複数年度事業に該当する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術開発 <ul style="list-style-type: none"> ・装置の試作までに時間を必要とし、単年度内では試験、データの収集等が得られないもの 2. 標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・国際規格・国内規格等の標準化に向けた試験・検査等までに時間を必要とし、単年度内では成果・結果が得られないもの 3. 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的、生物学的な調査結果を得るために、対象物の育成、培養、熟成等に時間を必要とし、単年度内では成果・結果が得られないもの ・国際会議等が年度を超えて開催されるため、単年度内では事業が完了しないもの ・単年度で得られたデータでは、成果・結果を出すことが得られず、複数年度にわたるデータの収集が必要なもの
5 委託調査研究事業	<p>・委託金額が事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満になっているか。</p>
6 広報計画の審査	<p>・広報計画・実施方法が具体的かつ妥当であるか。</p>

③ 事業審査

審査項目		審査の主な視点
1	社会的課題の把握と解決策の妥当性	[社会的課題の妥当性] ・事業背景にある社会的課題の現状認識と目指す姿が的確か。 (社会的課題解決による受益者とメリットが漠然としていないか。)
		[本事業の必要性・有効性] ・本事業が上記社会的課題の解決へ直接的・本質的に貢献するものか。 (補助が不要な(自前で実施すべき)事業内容が含まれていないか。)
		[実施体制の実効性・遂行能力] ・本事業を実施する上で、実施体制(委託先・委員を含む)の専門性・スキルが十分か。 (実施体制が未確定・曖昧な部分が残されていないか。)
2	事業目標の妥当性	[事業結果(=アウトプット)の妥当性] ・目標値が本事業の成否判定基準(難易度、実現性)として適切か。 (目標値が高すぎ(低すぎ)ないか。また事業内容との関係性が薄くないか。)
		[事業予算の妥当性] ・事業内容を遂行するにあたり必要十分な予算となっているか。 (使途が曖昧だったり、過大・不要と思われる費目が含まれていないか。)
		[事業計画の妥当性] ・実施スケジュールは妥当かつ精緻に設計されているか。 (事業工程が漠としていたり、実施順序に論理的な矛盾がないか。)
3	事業効果の妥当性	[事業の成果・波及(=アウトカム)の妥当性] ・目標値が本事業の波及効果(受益者、貢献度)として適切か。 (波及効果が広すぎ・長期すぎないか。また事業内容との関係性が薄くないか。)
4	事業の新規性	[事業の差別化] ・事業のねらいや実施方法等に、ユニークな視点が盛り込まれているか。 (類似の取組みが別途あるいは過去に行われていないか。)
	事業の継続性	[事業の継続の必要性] ・事業の継続の必要性が妥当であるか。 (過去の補助実績からみて、時機を逸していたり、遂行能力に疑念がないか。)
5	事業の発展性	[事業発展のプロセス] ・事業の展開プロセスが論理的で説得力があるか。 (事業の発展が他者まかせ(補助事業者の関与が薄いもの)となっていないか。)

(2) 公設試（簡易審査案件）

審査項目		審査の主な視点
1	社会的課題の把握と解決策の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業の背景となる社会的なニーズの重要性あるいは、地域の産業振興への寄与等が適切に説明されているか。・事業内容は、ニーズに沿った妥当な提案となっているか。
2	事業目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業の目標が明確で、達成度の測定方法は具体的に設定されているか。・事業目標達成可能な、妥当な事業計画となっているか。
3	事業効果の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業効果及び、利活用計画が具体的にになっているか。・事業効果を高める工夫が盛り込まれているか。
4	自己評価の体制	<ul style="list-style-type: none">・組織内に自己評価体制を持っているか。
5	広報計画の審査	<ul style="list-style-type: none">・広報計画・実施方法が具体的かつ妥当であるか。

(3) 研究補助（簡易審査案件）

審査項目		審査の主な視点
1	補助事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する機関は、大学等研究機関、特定非営利活動法人(NPO 法人)、技術研究組合であるか。 ・直属の所属機関長の推薦を受けているか。 ・同一研究において他の団体等からの補助を受けていないか。
2	公益性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の計画及び方法が営利を目的としないものであるか。また、事業の予想する成果が特定企業の利益のみに寄与するものでないか。
3	社会的課題の把握と解決策の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の動機や目的が、社会的課題の解決に結びついているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者の研究業績等に鑑み、その研究を遂行し、所期の成果を上げることが期待できるか。
4	事業目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究目的は漠然としたものでなく、具体的な目標が明確に設定されているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画は、当該研究の目的を達成するために適切であるか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・以下のような研究計画に該当しないか。 <ul style="list-style-type: none"> ○単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画 ○他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
5	事業効果の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学問分野、関連分野への貢献が期待できるか。
6	事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。
7	事業の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の利活用方法に発展性が見られるか。
8	自己評価の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内に自己評価体制を持っているか。
9	広報計画の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・広報計画・実施方法が具体的かつ妥当であるか。

6. 2 公益事業振興補助事業

(1) 組織審査

審査項目		審査の主な視点
1	組織の適格性	・法人の目的・事業は本補助事業遂行に適切な内容になっているか。
		・財団法人、社団法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)、その他公共的な法人であるか。
		・上記法人、または大学に所属する研究者(大学生・大学院生を除く)であるか。(地域振興)
		・国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人(NPO 法人)であるか。(新世紀未来創造プロジェクト)
		・平成 23 年度の内部留保率が 30%を超えている特例民法法人に該当しないか。
2	組織の事業遂行力	・同一事業において他の団体等からの補助を受けている法人に該当しないか。
		・補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報を公開しているか。
		・特例民法法人については国からの補助金等を受けた場合と同等の情報公開(役員報酬に関する規程、役員退職金に関する規程及び収入に占める JKA 補助金の割合)をしているか。
3	自己評価の体制	・計画している実施体制が、要望団体の人員構成と比較して、妥当なものであるか。
		・自己負担金の調達方法が具体的に示され、なおかつ要望金額が要望団体の経済的基盤から見て妥当なものであるか。
		・組織内に自己評価体制を持っているか。

(2) 要件審査

審査項目	審査の主な視点
1	<p>補助対象事業との適合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、補助対象に合致しているか。 ・補助対象者による直接的な支援活動であるか。(地域振興) ・地元自治体及び他の NPO 法人との連携が計画されているか。(地域振興)
2	<p>継続事業</p> <p>(初年度の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年以上の計画になっていないか。 ・事業内容が、単年度では成果が得られないものであるか、あるいは事業効果が年毎に拡充していくなどが申請書類から読み取れるか。 <p>(2年度目以降の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該継続事業が、社会的課題の解決に寄与している実績を、過去の報告書または、申請書類から読み取れるか。 ・過年度に実施した事業の課題や問題点が改善されているか。
3	<p>公益性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が、認定法第2条4号の該当項目に合致しているか。 ・事業の計画及び方法が営利を目的としないものであるか。また、事業の予想する成果が特定企業の利益のみに寄与するものでないか。
4	<p>複数年度事業</p> <p>・補助事業は、原則として単年度事業とするが、客観的基準に従い複数年度を認める場合であっても、その期間は3年以内とする。</p> <p>「客観的基準」は、次に示す3つの要件を満たすものであって、技術開発、標準化、調査研究に該当する事業[*]を基本とする。</p> <p>①年度を超える工程を必要とすること:複数年度事業としなければ成果・結果が得られないことを具体的に説明でき、それが客観的に見て妥当であること。</p> <p>②事業者の都合によらない理由であること:事業の最終目標を完了することが単年度では困難な理由が事業者に起因するものでないこと。</p> <p>③他の代替手段がないこと。</p> <p>以上、事業遂行において当事業者の裁量、努力では短縮が困難な工程(試験、調査期間等)がある場合が客観的に示され、該当することが明らかであること。</p> <p>(注)計画の繰り返し(積み上げ)や単年度毎に区切られる事業は複数年度事業の対象にならない。</p> <p>なお、上記基準に検討が必要な状況が生じた場合は、審査評価委員会において検討するものとする。</p> <p>※複数年度事業に該当する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術開発 <ul style="list-style-type: none"> ・装置の試作までに時間を必要とし、単年度内では試験、データの収集等が得られないもの 2. 標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・国際規格・国内規格等の標準化に向けた試験・検査等までに時間を必要とし、単年度内では成果・結果が得られないもの 3. 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的、生物学的な調査結果を得るために、対象物の育成、培養、熟成等に時間を必要とし、単年度内では成果・結果が得られないもの

審査項目		審査の主な視点
5	委託調査・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・委託調査金額が事業項目毎の補助対象経費総額の 50%未満になっているか。 ・委託事業金額が補助金総額の 50%以内か。(地域振興)
6	広報計画の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・広報計画・実施方法が具体的かつ妥当であるか。

(3) 事業審査

審査項目		審査の主な視点
1	社会的課題の把握と解決策の妥当性	[社会的課題の妥当性] <ul style="list-style-type: none"> ・事業背景にある社会的課題の現状認識と目指す姿が的確か。(社会的課題解決による受益者とメリットが漠然としていないか。)
		[本事業の必要性・有効性] <ul style="list-style-type: none"> ・本事業が上記社会的課題の解決へ直接的・本質的に貢献するものか。(補助が不要な(自前で実施すべき)事業内容が含まれていないか。)
		[実施体制の実効性・遂行能力] <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する上で、実施体制(委託先・委員を含む)の専門性・スキルが十分か。(実施体制が未確定・曖昧な部分が残されていないか。)
2	事業目標の妥当性	[事業結果(=アウトプット)の妥当性] <ul style="list-style-type: none"> ・目標値が本事業の成否判定基準(難易度、実現性)として適切か。(目標値が高すぎ(低すぎ)ないか。また事業内容との関係性が薄くないか。)
		[事業予算の妥当性] <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を遂行するにあたり必要十分な予算となっているか。(使途が曖昧だったり、過大・不要と思われる費目が含まれていないか。)
		[事業計画の妥当性] <ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールは妥当かつ精緻に設計されているか。(事業工程が漠としていたり、実施順序に論理的な矛盾がないか。)
3	事業効果の妥当性	[事業の成果・波及(=アウトカム)の妥当性] <ul style="list-style-type: none"> ・目標値が本事業の波及効果(受益者、貢献度)として適切か。(波及効果が広すぎ・長期すぎないか。また事業内容との関係性が薄くないか。)
4	事業の	新規性 [事業の差別化] <ul style="list-style-type: none"> ・事業のねらいや実施方法等に、ユニークな視点が盛り込まれているか。(類似の取組みが別途あるいは過去に行われていないか。)
		継続性 [事業の継続の必要性] <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続の必要性が妥当であるか。(過去の補助実績からみて、時機を逸していたり、遂行能力に疑念がないか。)
5	事業の発展性	[事業発展のプロセス] <ul style="list-style-type: none"> ・事業の展開プロセスが論理的で説得力があるか。(事業の発展が他者まかせ(補助事業者の関与が薄いもの)となっていないか。)

7. 評価項目及び評価の主な視点

7. 1 機械工業振興補助事業

(1) 振興事業

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	・事前計画に示された目標は達成されているか。(アウトプット) ・達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	事業の実施体制	・十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。
3	受益者のニーズが 実施されたか？	・受益者のニーズに沿った適切な事業となっているか。
4	計画の実施状況	・事業内容、成果から見て妥当な事業計画(スケジュール管理・資金計画)であったか。
5	広報の実施状況	・成果の広報は計画通り実施され、目標は達成されているか。
6	成果の波及 ・ 指標(アウトカム)	・成果の活用が進みあるいは利活用計画は具体的になっているか。 ・想定された成果の波及を超えた効果があったか。
7	自己評価の実施体制	・評価体制及び評価方法は妥当なものであったか。

(2) 公設試

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	・事前計画に示された目標は達成されているか。(アウトプット) ・達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	事業の実施体制	・十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。
3	本機器導入に係る 地域のニーズを 満たしたか？	・地域のニーズに沿った適切な事業となっているか。
4	計画の実施状況	・事業内容、成果から見て妥当な事業計画(スケジュール管理・資金計画)であったか。
5	広報の実施状況	・成果の広報は計画通り実施され、目標は達成されているか。
6	成果の波及 ・ 指標(アウトカム)	・成果の活用が進みあるいは利活用計画は具体的になっているか。 ・想定された成果の波及を超えた効果があったか。
7	自己評価の実施体制	・評価体制及び評価方法は妥当なものであったか。

(3) 研究補助

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	・事前計画に示された目標は達成されているか。(アウトプット) ・達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	研究の実施体制	・十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。
3	本研究の新規性、 萌芽性、独創性は実 現されたか？	・研究の進め方、成果に新規性、萌芽性、独創性が見られるか。
4	研究計画の実施状況	・研究計画は研究内容、成果から見て妥当な計画(スケジュール管理・ 資金計画)であったか。
5	成果公表の実施状況	・成果の公表は計画通り実施され、目標は達成されているか。
6	成果の利活用 実施状況	・成果の活用あるいは利活用計画は具体的になっているか。 ・想定された成果の波及を超えた効果があったか。

7. 2 公益事業振興補助事業

(1) 事業費

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	<ul style="list-style-type: none">・事前計画に示された目標は達成されているか。(アウトプット)・達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。・外部人材の活用や協力団体との連携によって、専門性、効率性が確保されているか。
3	広報の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・成果の広報は計画通り実施され、目標は達成されているか。
4	成果の波及 ・ 指標(アウトカム)	<ul style="list-style-type: none">・事前計画に示された目標は達成されているか。・達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。・想定された成果の波及を超えた効果があったか。
5	自己評価の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・評価体制及び評価方法は妥当なものであったか。

(2) 福祉車両、検診車、医療・福祉機器、施設の建築・補修

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り車両、機器の整備、または、施設の建築・補修がなされたか。また、整備、建築・補修後の活用について、計画通り体制が整備され、利用されているか。(アウトプット) 達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。 外部人材の活用や協力団体との連携によって、専門性、効率性が確保されているか。
3	広報の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 成果の広報は計画通り実施され、目標は達成されているか。
4	成果の波及 ・ 指標(アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 事前計画に示された目標は達成されているか。 達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。 想定された成果の波及を超えた効果があったか。
5	自己評価の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 評価体制及び評価方法は妥当なものであったか。

(3) 新世紀未来創造プロジェクト

評価項目		評価の主な視点
1	成果の内容 ・ 指標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り、次世代を担う若者が地域社会と交流または、実践的な取組を行ったか。(アウトプット) 達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。
2	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 十分な成果が得られるような体制を組み円滑に事業が実施されたか。 外部人材の活用や協力団体との連携によって、専門性、効率性が確保されているか。
3	広報の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 成果の広報は計画通り実施され、目標は達成されているか。
4	成果の波及 ・ 指標(アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 事前計画に示された地域とのふれあい交流の拡がりや活発度等は達成されているか。 達成度は明確かつ具体的な指標で示されているか。 想定された成果の波及を超えた効果があったか。
5	自己評価の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 評価体制及び評価方法は妥当なものであったか。

時期の目安		審査区分	手順	説明	事業審査シート	
平成23年	11月 中旬			①事務局から主査に資料送付		
	11月 中旬 12月 初旬	A 主査審査		②主査審査作業(主査採点・主査所見)		
	12月 初旬			③主査から事務局に資料返送(主査採点・主査所見記入済資料) ④事務局から副査に資料送付(主査採点・主査所見記入済資料)		
	12月12日(月) 15:00~17:00 第11回 審査・評価委員会(予定) ※本委員会は簡易審査案件(事務局審査)が審査対象					
	12月 初旬 12月 下旬	B 副査所見		⑤副査審査作業(副査所見)		
平成24年	12月 下旬 1月 初旬			⑥副査から事務局に資料返送(副査所見記入済資料) ⑦事務局から主査に資料送付(副査所見記入済資料)		
	1月 初旬 1月 中旬	C 主査確認		⑧主査が副査所見を確認(場合によっては副査所見をもとに採点を訂正)		
	1月 中旬			⑨主査から事務局に資料返送		
2月3日(金) 15:00~17:00 第12回 審査・評価委員会(予定)						
2月20日(月) 15:00~17:00 第13回 審査・評価委員会(予定)						

平成24年度補助事業審査スケジュール(案)

2011. 10. 28

区分	プロセス	平成23年									平成24年								
		10月		11月			12月			1月			2月			3月			
		中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	
委員審査案件	要件審査・組織審査(事務局)	●	●	●	●														
	①事務局⇒主査に資料送付				●														
	②主査審査作業(主査採点・主査所見)				●	●	●												
	③主査⇒事務局に資料返送(主査採点・主査所見記入済資料)						●												
	④事務局⇒副査に資料送付(主査採点・主査所見記入済資料)						●												
	⑤副査審査作業(副査所見)						●	●	●										
	⑥副査⇒事務局に資料返送(副査所見記入済資料)									●									
	⑦事務局⇒主査に資料送付(副査所見記入済資料)									●									
	⑧主査が副査所見を確認									●	●								
	⑨主査⇒事務局に資料返送(主査確認済)										●								
事務局資料作成										●	●								
簡易審査案件	新世紀未来創造P																		
	地域振興(復興支援)																		
	検診車・福祉車両																		
	機器・補修																		

10月28日(金) 15時～17時 第10回 審査・評価委員会(本日)

12月12日 15時～17時 第11回 審査・評価委員会

2月3日(金) 15時～17時 第12回 審査・評価委員会

2月20日(月) 15時～17時 第13回 審査・評価委員会

審査②

審査③

審査①

資料2-6

平成23年度 東日本大震災復興支援補助 第2次募集要項 (案)

本財団は、平成23年5月から7月にかけての東日本大震災復興支援補助に引続き、復興への対応が長期化・多様化する状況等を踏まえ、被災された皆様や被災地域のニーズにきめ細かく対応するための活動や被災された皆様や被災地域が復興するために取組む様々な活動への支援として、東日本大震災復興支援補助第2次募集を行います。

1. 補助対象者

特定非営利活動法人（NPO法人）、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人
その他公共的な法人および大学に所属する研究者（大学生・大学院生は除く）であって、以下の条件を満たすこと

- (1) 補助対象者が直接支援活動をする事
- (2) 被災地域および被災者受入地域で活動するにあたり、地元の行政その他公共的な団体との連携の目途が立っていること
- (3) 本事業の実施により被災地域および被災者受入地域に負担をかけないこと
- (4) 法人の会計および活動実績に関する報告が、ホームページ上に公開されていること
- (5) 法人としての事業実績があること
- (6) 同一事業で他の団体からの補助を受けていないこと

2. 対象となる事業

- (1) 被災地域および被災者受入地域における支援拠点づくり活動
- (2) 被災地域および被災者受入地域における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録、調査活動（ニーズ調査、実態調査）
- (4) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動

※上記(1)～(3)の事業を行う場合に限り、被災地に設置する応急仮設拠点施設（プレハブ）を要望することができますが、原則2年以上の活動であることが前提となります。申請にあたっては、当該地域で行う事業内容および必要性について詳しく記述してください。

3. 補助金額

予算総額 1億円

補助金額：300万円以内／1事業（補助率1／1）

※多くの活動を支援するため、同一事業者の複数事業申請は認めないこととします。

4. 補助の対象となる経費

- (1) 補助事業を実施するために直接必要となる旅費および事業費
- (2) 被災地（岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、栃木県）での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費

(3) 応急仮設拠点施設（プレハブ）の建築費（撤去費は補助の対象とはなりません）

※上記(3)を要望し、採択された補助事業者については、内定後に建築予定地に関する書類（土地登記簿謄本、土地使用・貸借契約書、公図など）及び施設に関する書類（図面、見積書、カタログなど）を提出していただくのでご注意ください。

5. 応募方法

下記(1)の本財団「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページから要望に必要な様式をダウンロードし、下記(2)の提出先宛てに電子メールに添付して送信してください。

なお、応募書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

(1) ホームページアドレス <http://www.ringring-keirin.jp>

(2) 提出先（メールアドレス） fukkou23-2yobo@keirin-autorace.or.jp

6. 受付確認方法

応募書類を受付けた場合、受付日の翌日中（ただし、土日祝日は除く）に「受付確認メール」を返信いたします。

「受付確認メール」が未着の場合は、「14. 問合せ先」までご連絡ください。

7. 応募受付期間

平成23年 月 日（ ）午前10時から、補助金交付決定金額が予算総額に達するまでの間としますので予めご了承ください。

応募受付期間内に下記のとおり締切日を設定しますので、ご応募の際の目安として下さい。

(1) 第1回締切日 平成 年 月 日（ ）

(2) 第2回締切日 平成 年 月 日（ ）

上記締切日に係らず、補助金交付決定金額が予算総額に達した場合は「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページにおいてお知らせします。

8. 審査

厳正なる審査により選定します。

9. 結果の通知

上記7の締切日後1か月程度で、採否の結果をお知らせします。

※採否に関するお問合せには応じかねますのでご了承ください。

10. 補助金の交付方法

補助金交付決定後、所定の手続きを行っていただいた上で、決定金額を指定口座に振り込みます。

※手続きの詳細は、補助金交付内定時にお知らせします。

11. 補助金に係る経理

上記1の補助対象者が大学に所属する研究者の場合は、補助金の振込先の指定口座は、研究者、所属する機関(大学)どちらの口座でも構いませんが、支払い等の確認を行うので、他の経理と区別ができるようにしてください。

なお、経理事務を所属する機関に委任する際に事務経費が生ずる場合、当該経費は補助対象外となります。また、寄附金申込書の発行は致しません。

12. 補助事業の対象期間

補助事業内定日～平成24年3月31日（土）までに完了することを原則とします。

ただし、平成24年4月1日（日）以降の事業実施については、事業延長手続きが必要になることを予めご了承ください。

※手続きの詳細は、補助金交付内定時にお知らせします。

13. 補助事業に関する留意事項

- (1) 内定した補助事業者名を「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページで公表します。
- (2) 事業完了後、決算額と補助金交付決定額に差額が生じた場合については、当該金額を返還して頂きますので予めご了承ください。
- (3) 事業完了後、「事前計画／自己評価書」の自己評価部分を記入し、申請時に記入済みの事前計画部分と共に提出してください。
提出された「事前計画／自己評価書」については、「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページで公表します。
- (4) 補助事業による成果物として報告書を提出してください。その際には、競輪・オートレースの補助金を受けた旨の表示を行ってください。
- (5) 報告書その他補助事業者が本財団に提出した一切の資料（動画・写真等を含む）については、「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。
その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、および、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。
- (6) 平成23年度復興支援補助事業者（交付決定事業者）および平成24年度復興支援補助申請事業者（平成23年8月15日～9月30日応募事業者）が、重複する内容で要望されるなど事業内容によっては、確認が生じることがありますので、必ず「14. 問合せ先」まで事前にご連絡ください。

14. 問合せ先

次の問い合わせ先にメールまたはFAXでお問い合わせ願います。

財団法人JKA 補助事業グループ

公益・福祉振興チーム

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル）

e-mail : fukkou23-2yobo@keirin-autorace.or.jp

FAX : 03（3512）1277

件名は「平成23年度東日本大震災復興支援補助第2次募集について」としてください。

補助事業の事業経費の基準

東日本大震災復興支援補助

震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分 (費目)	経費の種 類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃 国内航空賃 ガソリン代 高速道路料金		<ul style="list-style-type: none"> ・特別車両料金は対象となりません。 ・搭乗クラスはエコノミークラスのみ対象となります。 ・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象となります。 ・運賃はバスのチャーター代を含みません。 ・タクシー代は対象となりません。
	宿泊料		8,000 円/泊・名	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設(プレハブ)の建築		<ul style="list-style-type: none"> ・被災地での復興活動を目的とした応急仮設拠点施設(プレハブ)であること。 ・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
事業費	A.専門業務謝金	管理者 専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	9,000 円/日 4,500 円/半日	<ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の役職員、派遣社員については除きます。 ・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。
	B.事務局スタッフ人件費		9,000 円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地(岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、栃木県)での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C.臨時備役費	スタッフ	6,000 円/(人×日) 3,000 円/(人×半日)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費を含む額。
				<ul style="list-style-type: none"> ・上記 A+B+C の合計額が補助金総額の70%以内であること。
	借上費	事務所・会議室借上費 車両借上費 機材・備品借上費		<ul style="list-style-type: none"> ・事務所及び会議室の借上げ経費。 ・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。
	運送料	物資輸送代 郵送料		<ul style="list-style-type: none"> ・復興活動に必要な物資等の運送料。
	印刷費	報告書、研修会用ハンドブック等		<ul style="list-style-type: none"> ・現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(発送費・コピー代は対象となりません。)
	保険料		720 円/(人・年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗品費			<ul style="list-style-type: none"> ・復興活動に直接必要な備品に係る経費。(IDカード・作業着等衣料品・生活用品等を含む。)
	委託事業費	イベントの開催、報告会の開催、アンケート調査の実施等を外部に委託する場合の経費		<ul style="list-style-type: none"> 補助金総額の50%以内とする。

平成23年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要
(第1回・第2回)

1. 評価作業部会の設置

「審査・評価委員会に於ける評価関連の審議に資するため、評価に関する課題を集中的に審議しその結果を同委員会に報告することを目的に、機械・公益の各審査・評価委員会の評価専門委員からなる評価作業部会を設置する。」ことについて、平成23年度第2回機械振興補助事業審査・評価委員会（H23.7.7）及び、同第7回公益事業振興補助事業審査・評価委員会（H23.7.8）において承認された。

2. 評価作業部会の開催（平成23年度内に4回開催予定）

- (1) 第1回 開催日時：平成23年8月1日（金）13:00～15:30
開催場所：財団法人 JKA 7A会議室
出席者：大島 巖、早野 透、高千穂安長、丹羽富士雄、吉岡 忍
（五十音順・敬称略）※丹羽部会員が部会長に就任
（事務局）笹部俊雄、池田稔、佐藤弘和、木村友実
議題：(1) JKA補助事業評価（マニュアル）の改正について（案）
(2) その他
- (2) 第2回 開催日時：平成23年9月30日（金）15:00～17:00
開催場所：財団法人 JKA 7A会議室
出席者：丹羽富士雄（部会長）大島 巖、川戸 恵子、早野 透、
高千穂安長、山谷清志（五十音順・敬称略）
（事務局）笹部俊雄、佐藤弘和、渡邊修功、木村友実
議題：(1) JKA補助事業評価について
(2) その他
報告事項：JKA一次評価（案）の一部試行について
- (3) 今後の開催予定
- ・第3回 平成23年11月25日（金）15:30～17:30
 - ・第4回 平成24年1月中旬頃

3. 第1回、2回の主な審議内容

JKA補助事業評価の目的を再確認のうえ、評価の枠組み（評価の流れ、評価手法）及び評価結果の公表のあり方について議論した。

(1) JKA補助事業評価の目的について

評価結果の公表することにより、補助事業の透明性の確保と社会的説明責任を果たし、社会一般に対しJKA補助事業の更なる周知と理解促進を目指すことを主眼とする。

(2) 評価の枠組み（評価の流れ及び評価手法）について

個々の補助事業を「木」、JKA補助事業の全体像を「森」になぞらえ、「個々の補助事業（木）の評価」から「JKA補助事業の全体像（森）の評価」に至る、評価の手法等について議論した。

また、「評価情報の収集にあたっては、評価対象数を踏まえ、なるべく負荷のかからない効率的な手法を考案する必要がある。」との意見があった。

【個々の補助事業（木）の評価】

① 審査担当委員の「チェック」について

- ・ JKA一次評価の内容
- ・ 審査時に実施条件を付与していればその達成状況
- ・ 事業の実施状況、結果・成果

② JKA一次評価について

- ・ 自己評価に基づく評価

「事前計画／自己評価書」の評価項目のうち、「目標の達成度」、「事業の成果・波及」を、評価項目とする。

- ・ 事業の促進・阻害要因の自己分析に基づく評価

自己評価の一部について、「事業の促進・阻害要因分析シート（案）」による内部・外部要因の自己分析を補完的に実施する。

【JKA補助事業の全体像（森）の評価】

JKA一次評価の分析を基に、JKA補助事業の状況について仮説を構築し、評価する。

なお、分析項目及び整理・分析手法については、事業分野別の特徴を踏まえ、具体的事例を通して、引き続き検証していく。

(3) 評価結果の公表にあたって

評価結果の公表は、評価結果を適切にフィードバックすることにより、個々の補助事業者の事業改善と、JKA補助事業の更なる向上を目指すことを目的とするが、公開する場合、JKA補助事業評価が当該補助事業者の社会的評価と誤解されない工夫が必要である。

JKA補助事業評価 評価の流れと評価者(案)

補助事業者	JKA事務局	審査担当委員	評価担当委員	審査・評価委員会
審査 (事前評価)	組織審査・要件審査 (補助事業グループ)	② 審査 (事前評価)	-	③ 採否決定
事業実施	④ 事業実施	-	-	-
評価	⑤ 自己評価	⑥ JKA一次評価 (評価室)	⑨ JKA補助事業の全体像 (森)の評価 [個々の補助事業(木) の評価結果把握]	⑧ 個々の補助事業(木) の評価結果承認
				⑩ JKA補助事業の全体像(森) の評価結果承認

	評価者	評価書式	内容
⑤ 自己評価	補助事業者	事前計画 / 自己評価書	補助事業終了後、事業の実施状況・過程等を、事前計画と対比して自ら検証(事業実施の目標達成を促した(阻害した)要因の分析も含む)するとともに、課題、得られた教訓等を整理する。また、得られた教訓等を、自らの事業の改善、更なる発展につなげる。
⑥ JKA一次評価	JKA(評価)事務局	JKA一次評価 評価シート ※検討中	事業目標の達成状況、事業の成果・波及、及び事業実施の目標達成を促した(阻害した)要因について、とりまとめる。 ※事業実施の目標達成を促した(阻害した)要因を把握するため、補助事業者には自己評価書に加え、事業の促進・阻害要因の自己分析を依頼する。
⑦ 個々の補助事業(木) の評価 チェック	審査担当委員	審査担当委員 チェックシート (仮称)※検討中	審査した個々の補助事業(木)について、「JKA一次評価の内容」、「審査時に実施条件を付与していればその達成状況」、「事業の実施状況、結果・成果」を確認する。
⑧ 個々の補助事業(木) の評価結果承認	審査・評価委員会	-	審査担当委員の[⑦個々の補助事業(木)の評価チェック]をJKA事務局が取りまとめたものを承認する。
⑨ JKA補助事業の全体像(森) の評価	評価担当委員 (評価作業部会)	未定	個々の補助事業(木)の評価結果をもとに、補助事業の事業分野、事業形態等の観点で分析し、目標の達成状況の傾向及び事業の実施・成果の目標の達成を促した(阻害した)要因の傾向を整理することにより、JKA補助事業の全体像(森)を把握し、評価する。
⑩ JKA補助事業の全体像(森) の評価結果承認	審査・評価委員会	-	評価担当委員(評価作業部会)の[⑨JKA補助事業の全体像(森)の評価]結果をJKA事務局が取りまとめたものを承認する。

JKA一 次 評 価 に つ い て (案)

自己評価

評価項目	内容	評価時点
1) 受益者	①対象者	終了直後
	②ニーズ	〃
2) 事業内容	①具体的内容	〃
	②研究の新規性・萌芽性・獨創性(※1)	〃
	③実施(研究)計画	〃
	④実施(研究)体制	〃
3) 目標	①事業(研究)の実施結果	終了1年後(※2、※4)
	②事業の成果・波及	〃
4) 広報	①事業(研究)の成果	終了直後/1年後(※3)
	②競輪・オート補助金事業	終了直後/1年後

補完的情報

※1:研究のみの項目
 ※2:補助事業実施年度の翌年度末(便宜的に「終了1年後」という。)
 (例)平成23年度事業の場合、平成25年3月
 ※3:「広報」の評価では、まず終了直後の状況をもとに評価を行い、この結果をもとに総合評価を判定する。次に、終了1年後の状況の確認を行い、終了直後より状況が改善し、より高いスコアを獲得できることが判明した場合には、(終了直後のスコアの代わりに)このスコアを用いて総合評価を判定する。
 ※4:次のような変化があった場合、「事業の成果が広がった」とみなす。
 ・他の団体と連携することで、事業の規模が拡大した
 ・他の地域・団体が、当該事業と同様の取組を行うようになった
 ・企業等からの依頼を受け、技術の実用化に向けた研究が開始した等

JKA一 次 評 価 (基 礎 評 価)

評価項目	内 容	評 価 方 法										
1) 目標の達成度	①事業を着実に実施できたか	「目標値の達成状況」を以下の基準に照らし、スコアを判定 <table border="1"> <tr><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>120%以上</td><td>100%以上 ~120%未満</td><td>80%以上 ~100%未満</td><td>60%以上 ~80%未満</td><td>60%未満</td></tr> </table>	5点	4点	3点	2点	1点	120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満
	5点	4点	3点	2点	1点							
120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満								
②事業の成果を達成できたか	「目標値の達成状況」を以下の基準に照らし、スコアを判定 <table border="1"> <tr><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>120%以上</td><td>100%以上 ~120%未満</td><td>80%以上 ~100%未満</td><td>60%以上 ~80%未満</td><td>60%未満</td></tr> </table>	5点	4点	3点	2点	1点	120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満	
5点	4点	3点	2点	1点								
120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満								
2) 事業の成果・波及	①目標どおりに情報を発信できたか	「目標値の達成状況」を以下の基準に照らし、スコア(※2)を判定 <table border="1"> <tr><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>120%以上</td><td>100%以上 ~120%未満</td><td>80%以上 ~100%未満</td><td>60%以上 ~80%未満</td><td>60%未満</td></tr> </table>	5点	4点	3点	2点	1点	120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満
	5点	4点	3点	2点	1点							
120%以上	100%以上 ~120%未満	80%以上 ~100%未満	60%以上 ~80%未満	60%未満								
②事業の成果が社会に広がったか	「事業の成果の広がり(※4)」を次の基準に照らし、スコアを判定 <table border="1"> <tr><td>5点</td><td>3点</td><td>0点</td></tr> <tr><td>事業の成果が社会に広がった</td><td>事業の成果が今後広がる兆しがある</td><td>事業の成果が社会に広がる動きはない</td></tr> </table>	5点	3点	0点	事業の成果が社会に広がった	事業の成果が今後広がる兆しがある	事業の成果が社会に広がる動きはない					
5点	3点	0点										
事業の成果が社会に広がった	事業の成果が今後広がる兆しがある	事業の成果が社会に広がる動きはない										
3) 事業の促進・阻害要因	①事業の実施を促した(阻害した)要因は何か	・補助事業者は、次に挙げる要因を選択する <table border="1"> <tr> <th>内部要因</th> <th>経費、実施体制、資材の調達、実施期間、運営/ノウハウ</th> </tr> <tr> <th>外部要因</th> <th>受益者の規模・ニーズ、その他の環境変化(関連法制の変更、災害の発生、技術開発等)</th> </tr> </table>	内部要因	経費、実施体制、資材の調達、実施期間、運営/ノウハウ	外部要因	受益者の規模・ニーズ、その他の環境変化(関連法制の変更、災害の発生、技術開発等)						
	内部要因	経費、実施体制、資材の調達、実施期間、運営/ノウハウ										
外部要因	受益者の規模・ニーズ、その他の環境変化(関連法制の変更、災害の発生、技術開発等)											



総合評価			
A++ (極めて高い)	A+ (比較的高い)	A (概ね十分)	B (一部未達成) C (未達成)
終了直後	9点以上	7~8点	5~6点 3~4点 2点
終了1年後	事務局所見		



終了直後	9点以上	7~8点	5~6点	3~4点	2点
終了1年後	事務局所見				

整理番号/補助事業番号	補助事業者名	補助事業名
23 〇 〇〇		
項番	総項目数	
事業項目名		
作成者		

①「『事業の実施』の目標達成を促した(阻害した)」と自らが考える要因を選択してください。 →

② ①で選択した「促した(阻害した)」の具体的な内容を記述してください。

要因の所在	促進	阻害	要因	具体的な内容
内部要因			経費	
			実施体制（人員、関係機関の協力等の確保）	
			資材調達（事業実施に必要な物資等の確保）	
			実施期間（事業終了までに要する期間）	
			事業運営のノウハウ（進捗管理、資金管理等）	
			設計仕様の変更（主に建築）	
			その他	
			受益者の規模・ニーズ	
			実施体制以外の団体等の協力・支援	
			関連法制度の変更	
外部要因			利害関係者（受益者以外）の要望等への対応	
			災害の発生（地震、洪水等）	
			競合するサービス・事業の出現	
			その他	

該当するものに○

自由記述

JKA補助事業の全体像（森）の評価のとおりまとめ方針（案）

1.目的

個々の補助事業（木）の自己評価を受けて実施する「JKA一次評価」の評価及び、自己評価の一部について、補完的に実施する「事業の促進・阻害要因分析シート（案）」による内部・外部要因の自己分析により、JKA補助事業の状況について仮説を構築し、評価する。

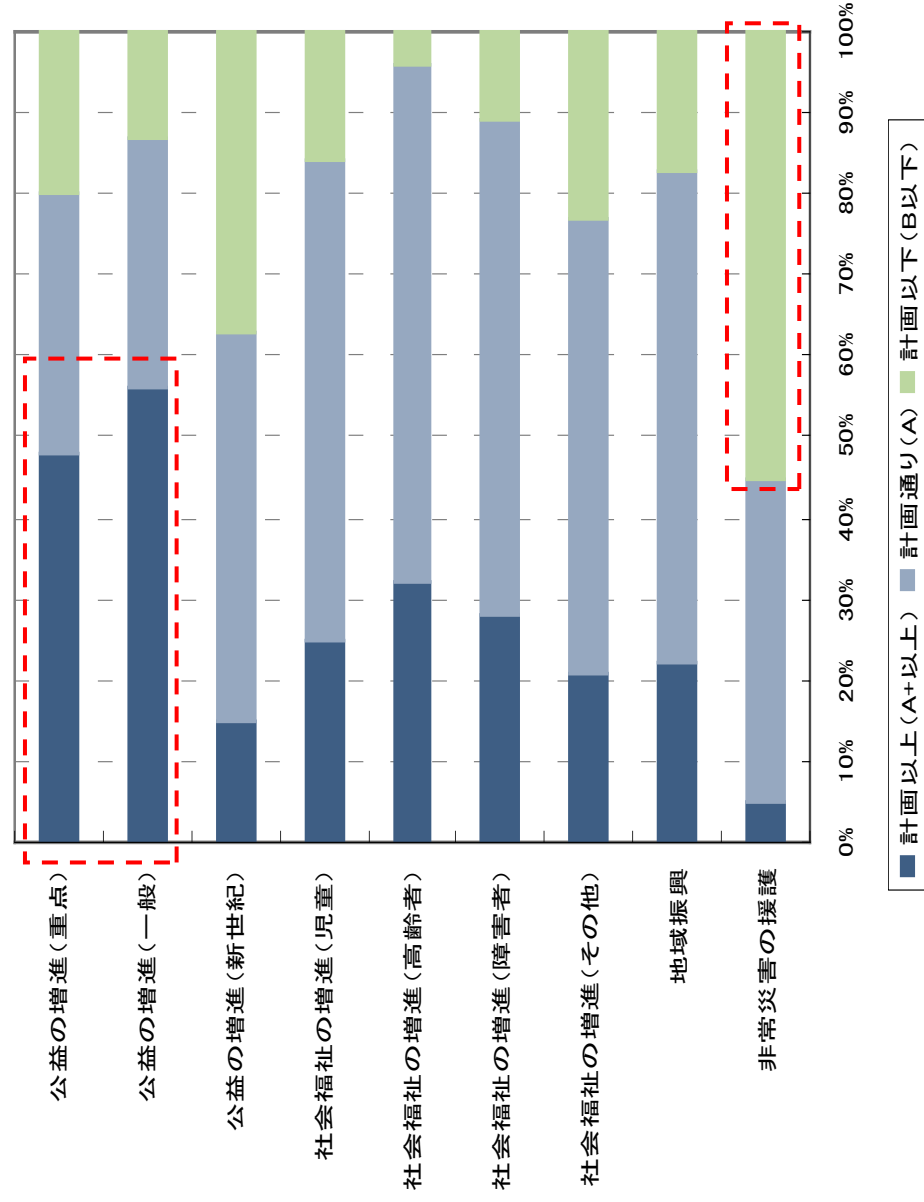
2.分析方法

視点	対象	分析
(1) 目標の達成状況の傾向把握	① 目標の達成度（評価点） ② 事業の成果・波及（評価点） ③ 総合評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標別（社会的弱者の安全・安心の確保等） ・ 事業分野別（高齢者、障害者、国際交流等） ・ 事業形態別（セミナー、調査・研究、機器設置等） ・ 実施主体別（社会福祉法人、NPO、大学、公設試等） 等の観点から分析し、その傾向を評価する。 （分析イメージは下記を参照）
(2) 事業の促進・阻害要因の傾向把握	事業の実施・成果の目標達成を促進した（阻害した）、内部・外部要因の自己分析情報 ※平成24年度以降の自己評価には、当該自己分析を評価項目として追加する。	

（分析イメージ例）

(1) 目標の達成状況の傾向把握 関連

【「事業分野別」の観点から分析した場合のイメージ例】



(2) 事業の促進・阻害要因の傾向把握 関連

【「実施主体別（社会福祉法人）」の観点から分析した場合のイメージ例】

